

特定技能制度における建設分野の 上乗せ措置等について

令和8年7月9日

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課

建設分野における特定技能制度の上乗せ措置①

- 建設分野における特定技能制度では、業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえた独自の上乗せ措置として、建設特定技能受入計画の認定を受けること等を要件としている

■ 就労開始までの流れ

技能実習ルート

技能実習 2 号を
良好に修了

or

技能実習 3 号を
修了



**受入計画の審査
(国土交通大臣)**

在留資格の審査
(法務大臣)

〔 通算で
上限 5 年まで 〕

特定技能 1 号

技能評価試験
(2 号試験等)

〔 技能検定 1 級相当 〕

+

班長としての
実務経験



在留資格の審査
(法務大臣)

〔 在留期間の更新
回数に制限なし 〕

特定技能 2 号



試験合格ルート

技能評価試験
(1 号試験等)

〔 技能検定 3 級相当 〕

+

日本語能力試験

〔 A 2 相当 〕



**受入計画の審査
(国土交通大臣)**

在留資格の審査
(法務大臣)



特定技能 1 号



技能評価試験
(2 号試験等)

〔 技能検定 1 級相当 〕

+

班長としての
実務経験



在留資格の審査
(法務大臣)



特定技能 2 号

建設分野における特定技能制度の上乗せ基準②

受入企業

- 建設業法第3条に基づく許可
- 建設キャリアアップシステム登録(受入企業)
- 特定技能受入事業実施法人への加入

処遇

- 建設キャリアアップシステム登録(1号特定技能外国人)
- 日本人と同等以上の報酬の安定的支払い(月給制)、技能の習熟に応じた昇給
- 母国語等での書面を用いた重要事項の説明
- 受入後講習の受講(労働安全衛生に関するオリエンテーションを含む)

受入れ枠

- 1号特定外国人の数が常勤職員の総数を超えないこと
(優良な育成就労実施者である場合を除く)

その他

- 建設工事において元請企業の指導に従うこと
- 国土交通大臣や適正就労監理機関への必要な協力
- 指導、勧告、社名の公表、受入計画の認定取消しの措置

等

受入れ見込数(分野別運用方針)

1 特定産業・育成就労産業分野

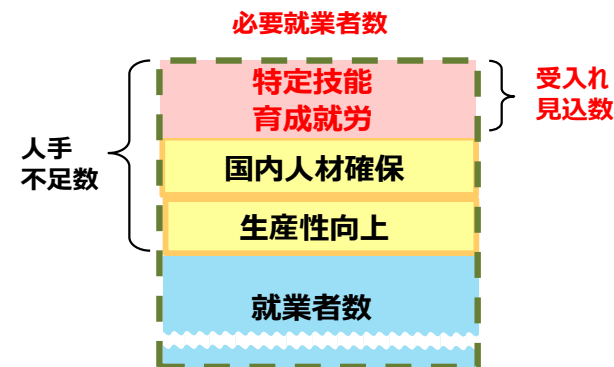
既存分野
既存分野のうち新たな業務等を追加する分野
新たに追加する分野

介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	工業製品製造業分野	リネンサプライ分野
造船・船用工業分野	自動車整備分野	宿泊分野	航空分野	物流倉庫分野
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野	鉄道分野	資源循環分野
外食業分野	木材産業分野	林業分野	飲食料品製造業分野	

※特定産業分野は19分野、育成就労産業分野は17分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

2 人材不足の状況・受入れ見込数

- 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。
- 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。



特定技能80万5,700人、育成就労42万6,200人 計123万1,900人（令和11年3月末まで）

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能（R6.3設定）	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ

※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）